

最高裁昭和五〇年（行ツ）第四一号、五一・六・三判決
判決

上告人 公共企業体等労働委員会

右参加人 国

被上告人 全通信労働組合都城市北諸県郡支部

右当事者間の東京高等裁判所昭和四四年（行コ）第一五号、昭和四五年（行コ）第四一号不当労働行為救済命令取消請求控訴、同付帯控訴事件について、同裁判所が昭和四九年一二月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3、同 Y4 の上告理由第一点及び参加人代理人 Y5、同 Y6、同 Y7、同 Y8、同 Y9、同 Y10、同 Y11 の上告理由第一点について

原審の確定した事実関係のもとにおいては、都城郵便局長が被上告人支部の組合員に対し原判示の組合休暇を与えなかったことが労働組合法七条三号の不当労働行為にあたることとした原審の判決は、正当として是認することができる。郵政省就業規則の定める本件組合休暇の制度が労働組合の組合活動に対する便宜供与の一種であることは所論のとおりであるとしても、その運用基準を定めた原判示の郵政省官房人事部長通達の内容等をも勘案すれば、便宜供与であることから直ちに、右組合休暇が、職場における労使関係が正常な状態にある場合に限りて与えられるものであり、組合の闘争によって正常な労使関係が失われているときにはいかなる組合活動のためであっても一切これを与えないことが当然に許されるものであるとは、解しがたい。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

右上告代理人らの上告理由第二点及び参加人代理人らの上告理由第二点について

所論は、まず、郵政省と全通信労働組合(以下「全通」という。)との間において締結した「勤務時間および週休日等に関する協約」(以下「勤務時間等協約」という。)付属覚書 18 の規定により、服務表の作成は所属長の権限とされているから、服務表の内容について全通が団体交渉を求めることはできないと主張するが、原判決によれば、右付属覚書の規定は、所属長がいかなる内容の服務表を作成してもこれに対して全通が団体交渉を申し入れないことを約したのではなく、勤務時間等協約に定められた労働条件を具体化する範囲内においては全通に団体交渉権が留保されていたというのであって、原審の右認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯することができないものではなく、その過程に所論の違法はない。この点に関する論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する事実の認定を争い、それを前提として原判決の違法をいうに帰し、採用することができない。

また、所論は、都城郵便局長には服務表について被上告人支部と団体交渉をする権限がなかったと主張する。しかし、原審の確定するところによれば、郵政省と全通が締結した原判示の「団体交渉の方式および手続に関する協約」(以下「団体交渉協約」という。)は、両者が行う団体交渉として、中央交渉及び地方交渉のほかに、各局所とこれに対応す

る全通支部との間における支部交渉を認め（一条）、その交渉はそれぞれを代表する交渉委員が担当するものと定めており（二条）、また、同協約四条において、団体交渉を行う場合にはあらかじめ交渉事項等を相手方に知らせるべきものとしているが、この規定に関して、郵政省当局は、右の交渉事項であるかどうかは公共企業体等労働関係法八条の問題であるとし、明らかにいわゆる管理運営事項にあたるものを除き、交渉事項であるかどうか疑わしいものについては一応交渉に入ったうえで明らかにする旨を全通との間で確認している、というのである。これらの事実に加え、服務表の作成のように、各局所の実情と関連し、かつ、その長の権限とされている事項については、それに関する団体交渉を必ずしもすべて中央交渉に留保する合理的必要性はなく、むしろ第一次的には各局所における支部交渉の対象とするのが適当であることを合わせ考えると、団体交渉協約自体にはいかなる事項を支部交渉の対象とするかについて一般的に定めた規定は設けられていないけれども、少なくとも服務表に関しては、勤務時間等協約に抵触しない範囲内で、交渉委員として指名された者により支部交渉を行うことが予定されていたものと解するのが相当である。そうであるとすれば、本件において都城郵便局長が同郵便局における支部交渉の郵政省側交渉委員として指名されていたことは当事者間に争いが無いから、右指名に特段の限定が付されていない限り、これによって同郵便局長は服務表について被上告人支部と団体交渉をする権限が付与されたものというべく、所論のいうように右指名を単なる抽象的な資格の付与にすぎないと解することはできない。もっとも、交渉委員として指名された者は交渉事項について当然に労働協約を締結する権限までをも有するものではないが、協約締結権限のない事項についてであっても交渉権限が与えられている以上、団体交渉の申入れには応じたうえ、合意が成立したときはこれを協約締結権者に具申して協約とするよう努力すべきものであって、原審の確定した事実関係のもとにおいては、都城郵便局長が服務表に関する被上告人支部の本件団体交渉の申入れを拒否したことに正当な理由があったと認めることはできない。それゆえ、右団体交渉の拒否が労働組合法七条二号の不当労働行為を構成するとした原審の判断は、その結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。この点に関する論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷